

三重県太陽光発電設備等設置費（事業者向け）補助金 Q & A
（令和 7 年度用）

Q 1 申請期限はいつまでですか

○令和 7 年 11 月 5 日（水）までとします。

ただし、補助金の予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

Q 2 受付は先着順ですか

○先着順とします。

ただし、補助金の予算の上限に達する日に到着した書類（申請書）は抽選で受付順を決定します。

Q 3 補助金の予算額を教えてください

○約 80,000 千円の予定ですが、増額する場合があります。増額する場合はホームページ等でお知らせします。

Q 4 いつ設置した（設置する）太陽光発電設備が補助金の対象となりますか

○交付決定日以降に事業に着手し、事業を完了したうえで、令和 8 年 2 月 5 日（木）までに実績報告書の提出ができる事業が補助の対象となります。

事業の着手日とは、一般的に太陽光発電設備等設置に関する工事等の契約をした日となります。

Q 5 「契約」＝事業の開始と判断すれば良いですか

○一般的には、太陽光発電設備等設置に関する工事の契約をした日が事業の開始日（着手日）となります。

Q 6 「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いですか

○一般的には、補助事業者が工事施工者から太陽光発電設備等の引き渡しを受け、工事施工者へ工事代金全額の支払いが済んだ時点をもって事業の完了となります。

○原則として売電契約が締結され、系統に対し電力の供給ができる状態であることが必要です。なお、発電した電力を売電（逆潮流）せずに全量自家消費する場合、又は一般送配電事業者に連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを一般送配電事業者との協議資料などで確認できる場合はこの限りではありません。

Q 7 対象となる「事務所又は事業所」とはどのようなものですか

○補助事業者が自ら事業を営み、建物を有する県内の事務所又は事業所とします。

○人的設備のない無人倉庫や独立した車庫は対象としません。また、社宅など事業に直接使われていないものも対象としません。

○原則として補助事業者が自ら土地・建物を所有しているものに限り（次の（１）（２）に該当する場合を除く）。

（１）補助事業者が個人事業主の場合は、配偶者又は１親等内の血族が所有している土地・建物であり、土地・建物の所有者が、本補助金を受けておらず、補助対象設備の法定耐用年数が経過するまで補助対象設備を設置することに同意した場合、補助の対象とします。

※祖父母や姻族等が所有する場合は対象としません。

（２）補助事業者が法人の場合は、法人の役員又は子会社等・親会社等が所有している土地・建物であり、土地・建物の所有者が、本補助金を受けておらず、補助対象設備の法定耐用年数が経過するまで補助対象設備を設置することに同意した場合、補助の対象とします。

※子会社等の「等」は子会社に相当する資本関係のある会社以外の一般社団法人や個人であり、いわゆる孫会社等が所有する場合は対象としません。親会社等の「等」も同様の考え方をします。

【承諾書の内容の例】

●●会社（代表：●●●● 所在地：●●●●）が、三重県太陽光発電設備等設置費（事業者向け）補助金を受けて設置する太陽光発電設備等について、それらの耐用年数（減価償却資産の耐用年数などに関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間）が経過するまで設置・使用することを承諾します。

また私（弊社）は、三重県太陽光発電設備等設置費（事業者向け）補助金の申請をしておらず、今後も申請することはありません。

○法定耐用年数が経過するまで、設備の活用ができないことが明らかなものは対象外とします。

【例】仮設事務所、２～３年後に廃止が決まっている事業所

○一般的な太陽光発電設備の耐用年数は１７年、蓄電池は６年です。

Q 8 太陽光発電設備をカーポートや倉庫の屋根へ設置する場合は対象となりますか

○「事務所又は事業所」となる建物と同じ敷地内に設置するものであれば対象となります。

ただし、発電した電力量の 50%以上を「事務所又は事業所」の敷地内で自家消費しなければなりません。

なお、自家消費する「事務所又は事業所」の登記事項証明書等の提出も必要となります。

Q 9 野立ての太陽光発電設備は対象となりますか

○対象外となります。

Q10 買替の場合も対象となりますか

○対象となりますが、「買替前と比較して CO2 削減効果があること」等、他の要件の確認を十分に行ってください。

※本補助金を活用して設置した設備の買替は対象外とします。

※太陽光発電設備のパワコンのみの買替えなど、設備の一部のみの買替は対象外とします。

Q11 増設の場合も対象となりますか

○対象となりますが、「増設した設備で発電した電力の 50%以上を自家消費すること」等、他の要件の確認を十分に行ってください。

※本補助金を活用して設置した設備のある事務所又は事業所への増設は対象外とします。

※既存施設と同一の系統に増設する場合は「既存施設での発電量＋本補助金で設置する設備の発電量」の 50%以上を自家消費してください。

Q12 併用住宅へ設置する設備は補助の対象となりますか

○対象となるケースもあります。

【対象となる例】以下の全ての条件を満たす場合

- ・併用住宅の屋根に事業者の立場で全ての費用を負担して太陽光発電設備を設置
- ・発電した電力の 50%以上を事務所又は事業所の電力として自家消費
- ・残りの電力を家庭用として消費（又は小売電気事業者へ売電等）
- ・その他、要領等に定める条件を満たす

Q13 共同所有の家屋又は土地に設置する場合も対象となりますか

○他の共同所有者全員が、法定耐用年数が経過するまで太陽光発電設備等を設置することを承諾している場合は対象とします。

その場合、他の共同所有者全員の承諾書（任意様式）を提出してください。

【承諾書の内容の例】

●●会社（代表：●●●● 所在地：●●●●）が、三重県太陽光発電設備等設置費（事業者向け）補助金を受けて設置する太陽光発電設備等について、それらの耐用年数（減価償却資産の耐用年数などに関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間）が経過するまで設置、使用することを承諾します。

Q14 20 万円／kWh の蓄電池は対象となりますか

○令和 7 年度から対象となります。ただし、蓄電容量が 20kWh 未満の蓄電池については 12.5 万円/kWh 以下、20kWh 以上については 11.9 万円/kWh 以下（いずれも工事費込み・税抜き）

の蓄電システムとなるよう努めていただく必要があります。

○なお、交付率の上限 6.3 万円/kWh (19.0 万円/kWh × 1 / 3) を超えているため、交付率は 6.3 万円/kWh を適用します。

Q15 蓄電池の価格に間接工事費は含まれますか

○含まれます。

Q16 太陽光発電設備等の能力の小数点以下の値はどのような扱いとなりますか

○kW 又は kWh 単位として、太陽光発電設備は小数点以下を、蓄電池は小数点第 2 位以下を切捨て処理してください。

Q17 太陽光発電設備の能力がパネルとパワーコンで異なる場合はどうなりますか

○パネル (モジュール) とパワーコンディショナーの低いほうの数値を採用してください。

○パネル (モジュール) 又はパワーコンディショナーどちらか一方のみの設置は補助の対象外となります。

【例】過積載を目的としてパネルのみ増設

【例】故障により、どちらか一方のみ買替え

Q18 価格が 240 万円 (15.98kWh) の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか

○ $240 \text{ 万円} / 15.9 \text{ kWh} \times 1 / 3 = 5.0314 \dots$ ⇒ 上限 5.1 万円/kWh 以下 (20kWh 未満)
 $5.0 \text{ 万円/kWh} \times 15.9 \text{ kWh} = 79.5$ ⇒ 79.5 万円となります

Q18-1 価格が 650 万円 (30kWh) の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか

○ $650 \text{ 万円} / 30 \text{ kWh} \times 1 / 3 = 7.222 \dots$ ⇒ 上限 6.3 万円/kWh 以上 (20kWh 以上)
 $6.3 \text{ 万円/kWh} \times 30 \text{ kWh} = 189$ ⇒ 189 万円となります

Q19 価格が 4150 万円 (250kWh) の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか

○ $4150 \text{ 万円} / 250 \text{ kWh} \times 1 / 3 = 5.533 \dots$ ⇒ 上限 6.3 万円/kWh 以下
 $5.5 \text{ 万円/kWh} \times 200 \text{ kWh (上限)} = 1100$ ⇒ 1100 万円となります

Q20 自家消費割合報告書に記載する期間は任意の期間で良いですか

○原則として事業を実施した翌年度 1 年間 (4 月 1 日～3 月 31 日) としますが、困難な場合は任意の 1 年以上の期間としてください。

Q21 交付申請書に記載する総事業費はどのような額ですか

○工事全体の費用 (税込み) となります。200kW(h) を越える太陽光発電設備等を設置する場

合は、超えた部分に相当する費用も含めた額を記入してください。

Q22 国の補助金と併用はできますか

○国や県から他の補助を受けた事業は、補助の対象としません。国費や県費を原資として財団等が実施する補助金等との併用も不可とします。

Q23 完了実績報告書に保証書を添付する理由は何ですか

○保証書により、仕様を満たしている（中古設備でない）ことを確認します。

Q24 ハイブリッド蓄電池の価格は、太陽光のパワコンを含めた価格とすべきでしょうか

○ハイブリッド蓄電池は太陽光発電設備のパワコンと蓄電池が一体となったもので、蓄電池として販売されているため、パワコンも蓄電池の価格とみなしてください。

Q25 200kW を超える太陽光発電設備を設置する場合に必要な自家消費はどうなりますか

○補助に相当する発電（200kW）量の 50% を自家消費する必要があります。

【例】210kW の発電設備を設置する場合

→発電量×200kW／210kW×50%以上の電力を自家消費する

Q26 蓄電池が別補助を受ける場合、太陽光発電設備を対象とできますか

○蓄電池は国等から別の補助金を受け、太陽光発電設備は国等の補助金を受けていない場合は、太陽光発電設備のみを本補助金の対象とすることができます。

Q27 蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使うのですか

○補助金算定の際は原則としてカタログ記載の定格容量の数値を用いてください。

○定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、「蓄電容量（単電池の定格容量（Ah）、単電池の公称電圧（V）および使用する単電池の数（セルの数）の積で算出される蓄電池部の値（Ah・V＝Wh）（小数点第2位以下切捨）」を用いることも可とします。

- ・メーカー等に問い合わせる等して得た定格容量の数値がある場合は、その値を使っていただいて構いません。
- ・メーカーへの問い合わせは必須ではありません（カタログやホームページに定格容量の記載が見当たらない場合は、蓄電容量を用いて構いません）。

〔参考〕

定格容量：蓄電池に蓄えることができる電気の量

実効容量：蓄電池に蓄えた電気のうち、実際に使用できる量

Q28 太陽光発電設備の価格が5万円／kWを下回る場合の補助金額はどうなりますか

○実際の価格（工事費込み・税抜き）を補助対象とします。詳細は要領をご覧ください。

Q29 余剰電力の売電は可能ですか

○申請した事業所の敷地内でできる限り自家消費していただくことが望ましいですが、余剰電力が生じた場合は、売電等することも可とします。ただし、申請した事務所又は事業所の敷地内で自家消費する割合が50%を下回ることがないようにしてください。

【注】FIT不可など、売電や送電に関する条件がありますので、要領等で条件をご確認ください。

○売電先については、県が斡旋したり紹介したりすることはありませんので、自らお探しいただくこととなります。

Q30 売電により収益が発生した場合、補助金の返還が必要になりますか

○事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、収益納付の要・不要を判断することになっています。

計算式：収益納付額＝（A－B）×（C／D）－E

A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B：控除額（補助対象経費）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

※相当の収益が生じた場合とは、収益【A】－控除額【B】＞0となる場合をいいます。

※収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

Q31 納期等遅れにより期限までに事業が完了しない場合はどうなりますか

○補助対象外となります。